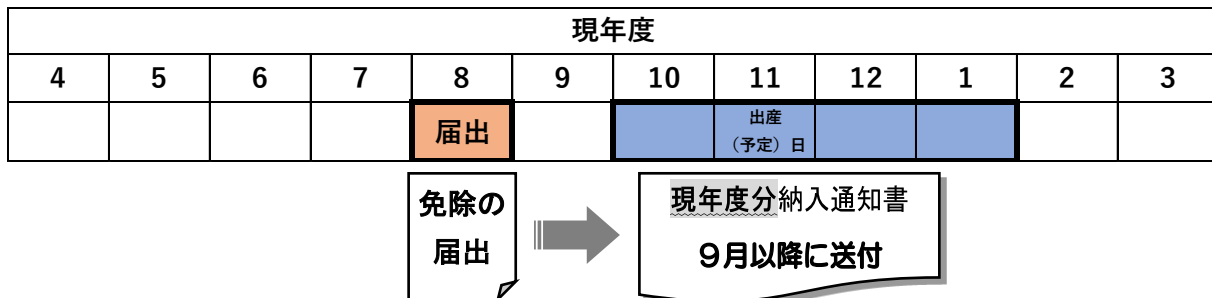


免除届出後の納入通知書の送付時期について

1 通常の納入通知書の送付時期

免除の届出により保険料が変更になる場合は、届出の翌月以降に免除分を反映した納入通知書を送付します。

例) 単胎妊娠、届出日：8月、出産（予定）日：11月、対象期間：10月～1月



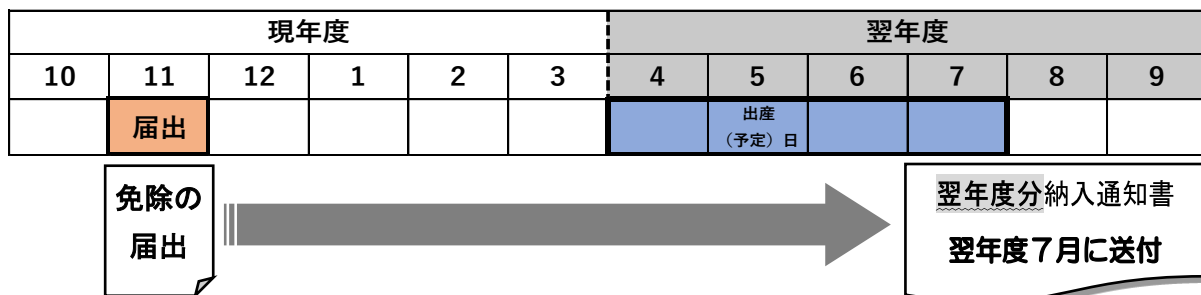
8月に届出した場合、届出の翌月の9月以降に免除分を反映した納入通知書を送付します。

2 1以外の納入通知書の送付時期

保険料は4月～翌年3月を1年度分として計算し、毎年7月に1年度分の保険料を納入通知書によりお知らせしています。そのため、以下のケースは上記1とは異なり、免除分を反映した納入通知書の送付時期が遅くなります。

(1) 届出日と対象期間の年度が異なる場合

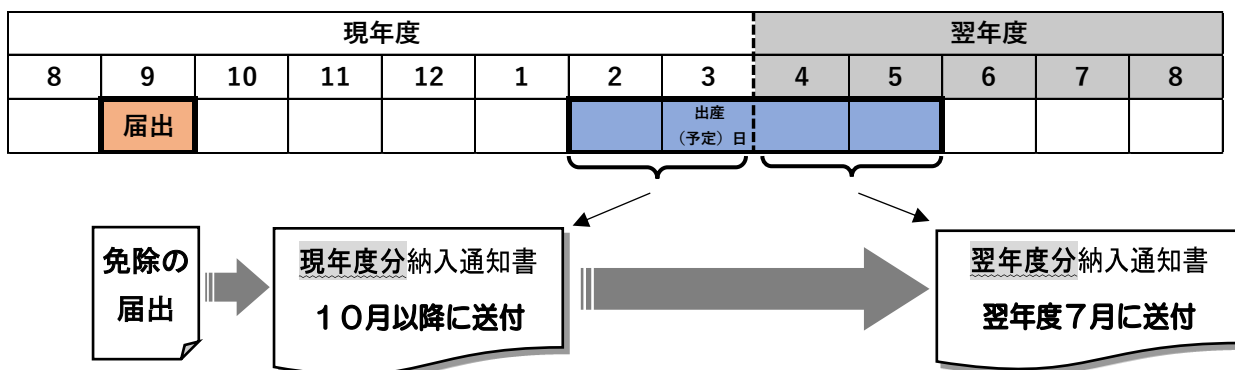
例) 単胎妊娠、届出日：現年度11月、出産（予定）日：翌年度5月、対象期間：翌年度4月～7月



11月に届出した場合、対象期間が翌年度のため、翌年度7月に免除分を反映した納入通知書を送付します。

(2) 対象期間が年度をまたぐ場合

例) 単胎妊娠、届出日：現年度9月、出産（予定）日：現年度3月、対象期間：現年度2月～翌年度5月



9月に届出した場合、対象期間のうち、現年度分（2、3月分）の保険料は届出の翌月の10月以降に、翌年度分（4、5月分）の保険料は翌年度の7月に免除分を反映した納入通知書を送付します。